

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

問 市役所子育て支援課子育て支援係[内線162~165]

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する「低所得のひとり親子育て世帯」と「低所得のひとり親以外の子育て世帯」に対して、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、国の子育て世帯生活支援特別給付金と北海道の子育て世帯臨時特別給付金を支給するものです。

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

●支給対象者

① 令和4年4月分の児童扶養手当を受給されている方	申請不要
② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で本人および扶養義務者の令和3年度（令和2年）中の収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回っている方 ※公的年金等とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等です。	申請手続きが必要です
③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、本人および扶養義務者の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となり、次のア～ウのいずれかに該当する方	
ア 本人または扶養義務者の所得により児童扶養手当が支給されない方 イ 児童扶養手当の申請を行っていない方 ウ 令和4年4月以降に児童扶養手当の申請をされた方	

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）

●対象児童

平成16年4月2日～令和5年2月28日までの間に出生した児童

※特別児童扶養手当の対象児童は、平成14年4月2日～令和5年2月28日までの間に出生した児童

●支給対象者

次の「(1)所得要件」のいずれかに該当し、かつ「(2)養育要件」のいずれかに該当する方

(1)所得要件	(2)養育要件	
A 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税の方、又は市町村条例により当該市町村民税均等割が免除された方 B 上記 A に該当する方以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、右記 a と同様の事情にあると認められる方	a 令和4年4月分の児童手当受給者（公務員ではない方） b 令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者 c 令和4年5月～令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方（公務員ではない方） d 令和4年5月～令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方 e 令和4年4月分の児童手当受給者（公務員の方） f 令和4年5月～令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方（公務員の方） g 上記 a～f のいずれにも該当しない方で、令和4年3月31日時点で平成16年4月2日～平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する方で国内に住所を有する方、又は令和4年4月1日以後に当該児童を養育し日本国内に住所を有することになった方 ＊主に、高校生（の年齢）のお子さんのみ養育されている方が当てはまります。	申請不要 申請手続きが必要です

<共通事項>

●給付額／児童1人当たり一律6万円（国給付金5万円、道給付金1万円）

●申請受付期間／令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）

※ただし、令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定、もしくは額の改定の認定請求をした方等への支給の申請は、令和5年3月15日までです。

●申請受付窓口／市役所子育て支援課子育て支援係

●支給方法

▷申請が不要な方／対象者には給付金のお知らせを送付しますので、お知らせが届き次第、支給時期をご確認ください。

▷申請が必要な方／申請書類をそろえて提出していただいた後、申請口座に支給します。支給時期については申請の際にご説明します。

●その他

・お問い合わせの内容によっては、個人情報保護の観点からお答えできない場合がございますので、ご了承ください。

・給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合は、返金していただくことになります。

（修正申告を行った結果、住民税非課税から課税になった場合や1人の児童について二重に受給した場合など）。